

境港市スポーツ推進計画

(令和3年度～令和12年度)



令和3年3月
境港市教育委員会

境港市スポーツ推進計画 目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 基本理念

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 基本方針及び施策

基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- (1) 子どものスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 成年期のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (3) 高齢者のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 障がい者のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

基本方針2 地域のスポーツ活動の推進

- (1) 地域のスポーツ活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

基本方針3 スポーツによる地域活性化

- (1) マリンスポーツによる地域活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 各種スポーツ大会の開催支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (3) スポーツを通じた国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

基本方針4 スポーツを支える環境の整備

- (1) スポーツ推進委員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (2) 競技力向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- (3) スポーツ施設等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

資料編

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

国においては、昭和36年に定められた「スポーツ振興法」が全面改正され、平成23年、新たに「スポーツ基本法」が施行されました。平成24年には、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として「スポーツ基本計画」が策定され、平成27年には、スポーツ行政を総合的・一元的に推進することを目的として、文部科学省内にスポーツ庁が設置されました。

平成29年には、上記の計画を改正した「第2期スポーツ基本計画」が策定されましたが、その基本方針として、スポーツ参画人口の拡大、他分野との連携・協力による「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを提示しています。

鳥取県においては、平成26年、同法に基づく計画として「鳥取県スポーツ推進計画」が策定され、令和元年には、同計画の後期期間（平成31年度～令和5年度）の計画が策定されました。その中では、「スポーツでつむぐ絆と輝く未来、元気いっぱいの鳥取県！」を目指すとしています。

さて、少子高齢化やライフスタイルの変化等、急激な社会の変化により、スポーツや健康づくりに対する市民の意識やニーズは大きく変化しつつあり、スポーツ推進へ向けての施策も、時代にあった対応を求められています。

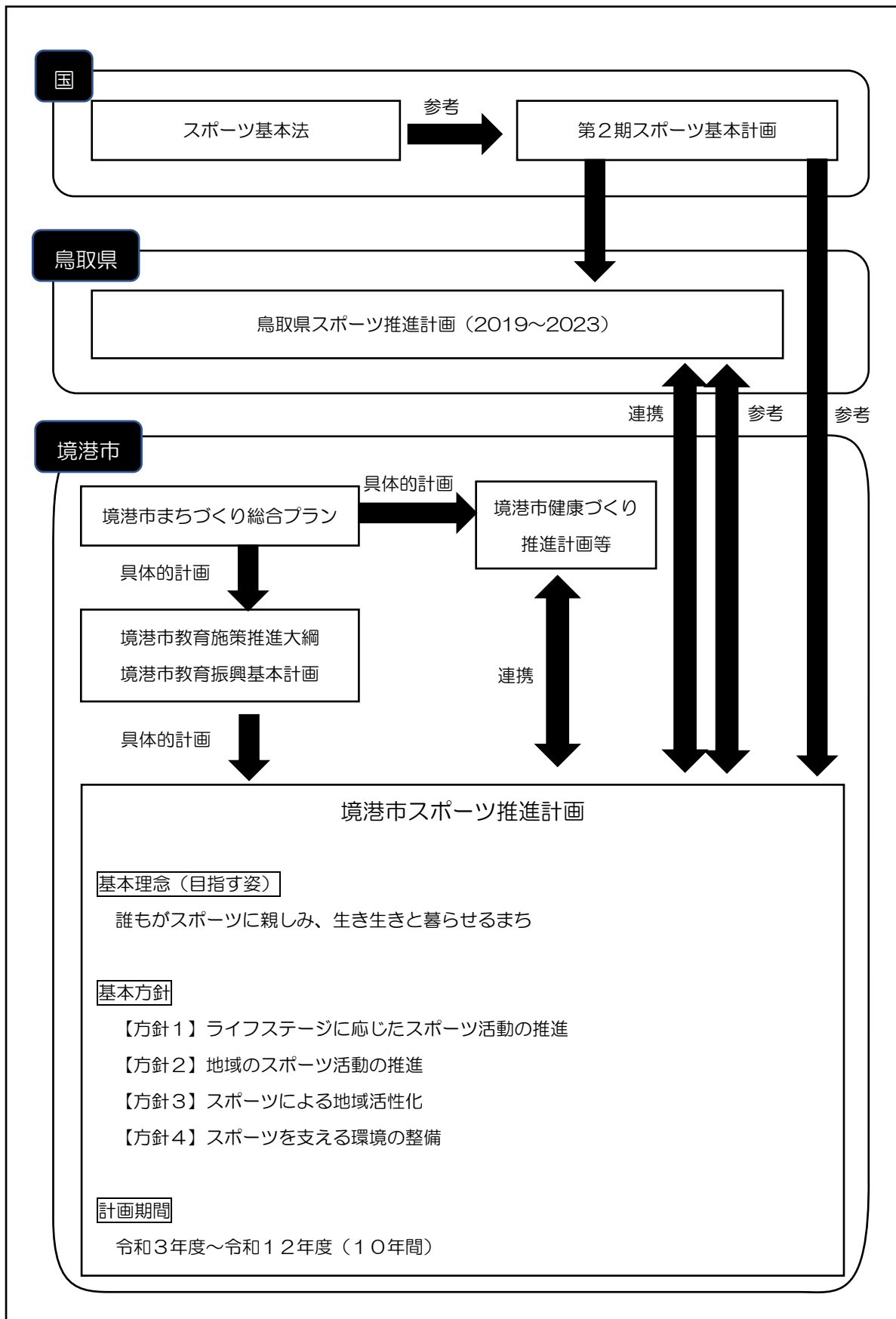
このような状況のもと、本市においては、「境港市まちづくり総合プラン（平成28年度～令和2年度）」では、基本目標の一つに「一人ひとりを大切にした教育と福祉の充実」が掲げられ、スポーツの推進に向けて取り組むべき課題として「市民による体育活動の推進」「体育施設の適正管理」が挙げられています。また、平成31年に策定した「境港市健康づくり推進計画」では、若い世代を中心として定期的な運動に取り組めていない現状を踏まえ、今後の目標として「ライフステージに応じた運動習慣を身につけている人が増える」ことが掲げられています。

今後、本市としては、上記の計画で掲げられた各種の課題を解決するだけでなく、本市のスポーツ推進に関する施策を総合的かつ計画的に遂行していくため、このたび、国・県の計画を参考にしながら、「境港市スポーツ推進計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条「地方スポーツ推進計画」の規定に基づく本市のスポーツ推進に関する計画で、上位計画である「境港市まちづくり総合プラン（平成28年度～令和2年度）」及び境港市教育施策推進大綱・境港市教育振興基本計画（平成30年度～令和3年度）のスポーツに関する施策を推進する上での、個別計画として策定します。

<境港市スポーツ推進計画の全体像>



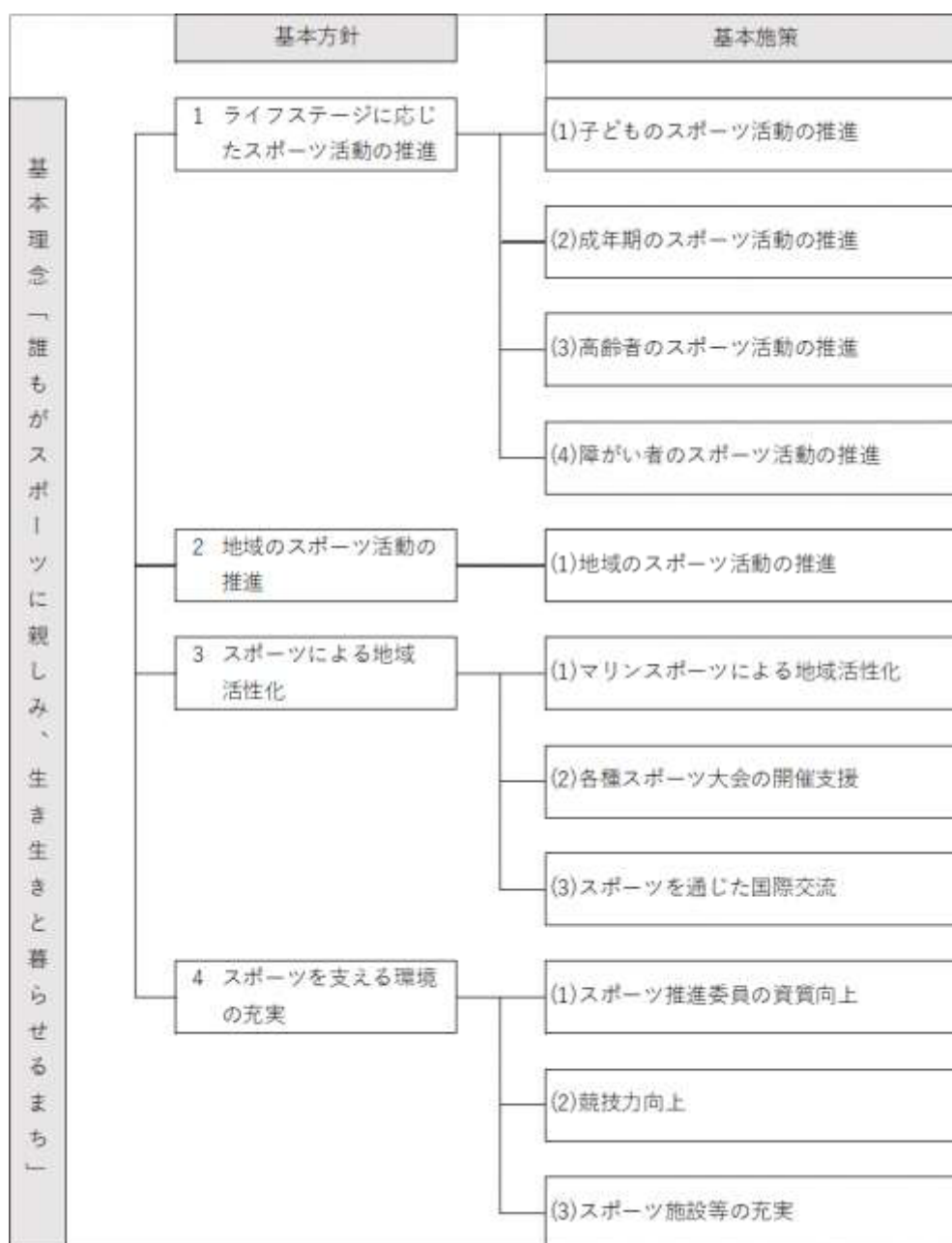
第2章 基本理念

1. 基本理念

本計画の基本理念は、「誰もがスポーツに親しみ、生き生きと暮らせるまち」とします。

2. 施策の体系

本計画の基本理念である「誰もがスポーツに親しみ、生き生きと暮らせるまち」の実現へ向けて、次の4つの基本方針を踏まえ計画的に諸施策を推進します。なお、施策の体系は下表のとおりとします。



第3章 基本方針及び施策

基本方針1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 子どものスポーツ活動の推進

① 幼児期の運動の推進

<現状と課題>

幼児期に十分に体を動かして遊ぶことは、児童期以降の体力や運動能力の向上に寄与するほか、健全な心の成長や人格形成、社会性の涵養にもつながります。文部科学省が平成24年に策定した幼児期運動指針では、「1日に合計60分以上、楽しく体を動かすことが望ましい」とされています。

しかしながら、少子化をはじめとする社会環境の変化は子どもの生活様式に大きな影響を与えており、子どもが同年代の仲間とともに体を動かして遊ぶ機会が減少する傾向にあります。幼児期の運動機会の減少は子どもの心身の健やかな発達にとって好ましいとはいええないため、子どもたちが毎日体を動かす機会を得られるよう、幼稚園や保育園だけでなく、家庭や地域など幅広い場面で遊びの場を提供していく必要があります。

<今後の目標>

- ・親子で体を動かす時間を増やしていくため、保護者へ向けて啓発活動を行うほか、総合型地域スポーツクラブや各競技団体と連携し、子どもが安心して遊び、運動できる場所と機会の情報提供に努めます。

② 児童・生徒の運動の推進

<現状と課題>

スポーツ庁が実施した「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、本市の小中学生の体力は全国及び県内平均と比較して低い水準にあり、中でも持久力に難があることがうかがえます。

少子化の進行に伴い、各学校単位でのスポーツチームの編成が困難になりつつあり、また、スポーツ少年団の団員も減少傾向にあります。一方で、小学生の中では積極的に運動をしている児童と、していない児童の二極化も進行しています。すべての児童・生徒に様々な運動機会を提供できるよう各組織を活性化させなければ、運動習慣が身につかない子どもが増加し、全体的に体力の低下が進むことが危惧されます。

現在、児童・生徒の運動機会の確保は、主に学校の授業や部活動のほか、スポーツ少年団や地域のスポーツクラブによって成り立っています。授業以外の活動は保護者や地域の指導者に支えられていますが、これら担い手の人材不足が課題となっています。

また、市内ではスポーツ少年団に対し、小学生向けであるという認識が強く、中学生、高校生の登録がほとんどありません。スポーツ少年団は中学生や高校生にとって、スポーツ活

動の機会を得られるだけでなく、小学生への指導経験ができる貴重な場所であり、心身の成熟に大きく寄与すると考えられます。

<今後の目標>

- ・発達段階に応じたカリキュラムの工夫と教員の指導力向上を通じ、学校の授業を充実させることにより、基礎体力の向上を図ります。
- ・レクリエーションスポーツを中心とした楽しい運動を推進し、児童・生徒が意欲的に運動に取り組むよう促すことにより、生涯にわたっての運動習慣が身に付くよう図ります。
- ・各学校の運動部、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、組織のあり方の見直し（合同チームの結成など）や指導者の育成へ向けた支援を行うことにより、各組織の運営の安定化を図ります。
- ・市内の中学生及び高校生に対し、各スポーツ少年団への加入促進を行います。

(2) 成年期のスポーツ活動の推進

<現状と課題>

本市が実施した「平成29年度健康づくりに関するアンケート調査」によると、普段、運動不足を感じている人の割合は市全体で71.3%を占めています。

中でも20代～50代は、50代男性を除く全ての年代において運動不足を感じている人の割合が市全体の割合を上回っています。また、1日30分以上の運動を週2回以上行っている人の割合は市全体で38.3%となっていますが、20代～50代にかけては、全ての年代でこの割合を下回っています。

上記のアンケート結果からは、若い世代ほど運動不足を感じているにもかかわらず、運動の機会を確保できていない現状がうかがえます。その要因としては、仕事や家事・育児などに大きく時間を取られ、余暇を運動機会に充てられていないことが考えられます。健康長寿の実現へ向けては、体が十分に動く若い頃から、楽しみながら運動を続けていくことが重要です。

本市はスポーツ推進委員と連携し、幅広い年齢層が気軽に参加できるスポーツの推進に取り組んできました。

生涯スポーツの推進へ向けては、各自のライフスタイルや年齢・適性等に応じて、いつでも、誰でも、どこでも、気軽に運動に取り組める環境を作ることが必要です。

<今後の目標>

- ・若い世代が限られた時間の中でも気軽に運動できるよう、運動に関する情報の提供に努めます。
- ・スポーツ推進委員や公民館などと連携しながら、幅広い年代が気軽に参加できるような運動の普及に努めます。
- ・市民が自分に適したスポーツについて情報収集できるよう、競技団体等と連携しながら、市報やホームページ等を活用し情報提供に努めていきます。

(3) 高齢者のスポーツ活動の推進

<現状と課題>

本市における高齢化率は、令和2年度末で32.11%を記録し、令和7年度には34.0%に達すると予想されています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自分らしい生活を続けられるよう、高齢者の運動機会を確保していく取り組みが求められています。

なお、前項のアンケート調査によると、1日に30分以上の運動を週2回以上行っている人の割合は、60代～70代では男女ともに50%以上となっており、年齢を重ねるにつれて健康長寿への関心の高まりが運動機会を増加させているものと考えられます。

本市では、公民館や総合型地域スポーツクラブが高齢者向けの体操教室を実施しているほか、市民温水プールや市民体育館においては、高齢者の健康増進や介護予防を目的として、平成26年度より70歳以上の個人利用を無料としております。

また、スポーツ推進委員が中心となり、体力や運動能力が低下した状態でも行えるスポーツの普及活動を行ってきました。今後も、スポーツ推進委員をはじめとする関係団体と連携しながら、高齢者の運動機会が確保されるよう支援を続けていくとともに、運動する習慣の少ない高齢者へ向け、運動に対する意識の向上へ向けた取り組みが必要と考えられます。

<今後の目標>

- ・「いきいき百歳体操」をはじめ、高齢者が気軽に取り組みやすい運動の普及に取り組むことにより、高齢者に運動の機会を提供します。また、運動する習慣の少ない高齢者へ向け、運動に対する意識の向上へ向け啓発活動を行います。

(4) 障がい者のスポーツ活動の推進

<現状と課題>

障がいのある人が、障がいを持つ人だけでなく、障がいを持たない人も含め多様な人々とともにスポーツに取り組むことは、心身の健康を高め、生きがいをつくるなど生活の質(QOL)の向上につながるだけでなく、社会参加や相互理解の促進にも寄与します。

本市における障がい者を対象としたスポーツについては、体育施設ではスロープ等、設備面での整備が進められていますが、活動としては、水泳やトランポリンなど、ほとんど自主的な取り組みに留まっています。

ただ、近年、鳥取県障がい者スポーツ協会や境港市社会福祉協議会の主催により、市内で障がい者スポーツの体験イベントが開催されるなど、障がい者スポーツの理解・普及へ向けた取り組みが進められつつあります。

今後は、スポーツ推進委員や公民館等が従来から実施しているスポーツ大会・教室などの行事に障がい者スポーツを積極的に取り入れるなど、障がい者スポーツの普及・理解へ向けた取り組みが必要です。また、障がいは人それぞれで異なり、応対や指導の仕方にも多様性が求められるため、専門的な知見を有する人材の育成も必要です。

<今後の目標>

- スポーツ推進委員と連携して障がい者スポーツの大会を継続的に開催するほか、各地区における障がい者スポーツの実施を支援し、障がいのある人の運動機会の確保を促進します。
- 障がい者スポーツに関する講習会の開催等により、専門的な知見を有する人材の育成に努めます。

基本方針２ 地域のスポーツ活動の推進

(1) 地域のスポーツ活動の推進

<現状と課題>

本市ではスポーツ協会をはじめ、各競技団体、各地区体育振興会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなど、専門性を有した様々なスポーツ団体が活動しています。

総合型地域スポーツクラブとは、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという、「多世代」、「多種目」、「多志向」の特徴を持つ、地域が自主的・主体的に運営するスポーツクラブをいいます。このような理念のもとに本市では2つのクラブが活動しており、地域スポーツの担い手として、スポーツを通じた地域づくりに寄与しています。スポーツ基本法第21条には、行政に対する道義的責任が規定されており、本市においても、総合型地域スポーツクラブへの支援、指導者等の配置、スポーツ施設の整備その他の必要な施策を講じる必要があります。

<今後の目標>

- 地域のスポーツ活動のさらなる推進のため、市と各スポーツ団体との連携を深め、安定した自主運営が継続できるよう支援します。また、各団体間の交流の機会を創出し、より効果的で効率的な事業が実施されるよう促します。
- 総合型地域スポーツクラブが自主運営に必要な会員の確保ができるよう、市民の加入を促進します。
- 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが参加できるスポーツ団体の育成を支援します。
- 各スポーツ団体に対し各種研修会に関する情報の提供、参加促進の取り組みにより、指導者の育成を進めます。

基本方針3 スポーツを通じた地域活性化

(1) マリンスポーツによる地域活性化

<現状・課題>

市域の三方が海に面している本市では、中海・境水道・美保湾のそれぞれの水域において、その特性を生かしたマリンスポーツが行われています。

まず、中海・境水道では、中浜港を拠点としてポート・ペーロン・カヌーなどの練習や大会が行われており、中海圏域を対象とした大会が開催されるなど、中海におけるマリンスポーツの拠点として、圏域の交流・活性化にも寄与しています。

また、美保湾は、一年中良い季節風が吹くことからセーリング競技会場として評価が高く、日本海側屈指のセーリングの拠点として注目を集めています。2019年には、レーザー級・レーザーラジアル級世界選手権が開催されたほか、クロアチアで活動するセーリングチームが東京2020オリンピックへ向けたキャンプを行うなど、海外選手からも高い評価を受けています。

【中海・美保湾で開催された主なイベント】

<中海>

- ・こどもペーロン大会（毎年）
- ・境港ポートマラソン大会（毎年）
- ・中海レガッタ（毎年）

<美保湾>

- ・海と日本プロジェクト（セーリング体験・クルージングほか）（令和元年度）
- ・全日本スナイプ級ヨット選手権大会（令和2年度）
- ・全国高等学校選抜ヨット選手権大会（令和元年度）
- ・2019レーザー級・レーザーラジアル級世界選手権（令和元年度）
- ・J.K.モルナルインターナショナルセーリングレーザーチーム（クロアチアを拠点として活動するセーリングチーム）によるキャンプ（平成30～令和元年度）

<今後の取り組み>

- ・市民が海に親しみ、豊かな環境に関心を持つきっかけを作るため、民間団体と連携しながら、マリンスポーツの体験会などの取り組みを実施します。
- ・セーリング競技の大規模大会を誘致することにより、地元選手の競技力向上や市民のスポーツ意識向上、観光客の誘致を図ります。
- ・中海圏域を対象とした各種大会を開催することにより、スポーツを通じた中海圏域の交流促進を図ります。

(2) 各種スポーツ大会の開催支援

<現状と課題>

本市の平坦な地形を生かし、市内の駅伝コースでは鬼太郎カップ境港駅伝競走大会をはじめとする各種駅伝大会、美保湾岸では Sun-in ビーチバレー大会などが定期的に行われています。

また、昭和60年に県内で開催された「わかとり国体」において、市内ではハンドボール・セーリング・柔道の3競技が開催されましたが、その影響もあり、現在でもセーリング・ハンドボールは本市を代表する競技として盛んに行われ、各種大会で優秀な成績を挙げています。

【市内で開催されている主なスポーツ大会】

- ・鬼太郎カップ境港駅伝競走大会（毎年）
- ・全国高校駅伝競走大会鳥取県予選会（毎年）
- ・中国高等学校駅伝競走大会（5年に1回）
- ・Sun-in ビーチバレー大会（毎年）
- ・ビーチスポーツ体験会（令和2年度）
- ・国民体育大会中国ブロック大会（5年に1回）

<今後の取り組み>

- ・引き続き各種スポーツ大会の開催を支援します。

(3) スポーツを通じた国際交流

<現状と課題>

本市は、市内に就航している米子ーソウル便や環日本海定期貨客船（いずれも現在運休中）などを活用し、環日本海諸国（ロシア・韓国・中国）とのスポーツ交流を行ってきました。

また、クロアチアを拠点として活動しているセーリングチームによるキャンプを招致し、地元選手への競技指導、中学生や地元住民との交流などを実施しました。

【主な交流実績】

- ・鬼太郎カップ境港駅伝競走大会へのロシア・韓国選手の招致（H22～R1）
- ・日中友好交流都市中学生交歓大会への中学生派遣（琿春市との合同参加）（H30）
- ・ウラジオストク市（ロシア）サッカーチームとの交流（H22）
- ・ウラジオストク市（ロシア）・東海市（韓国）サッカーチームとの交流（H23・H24）
- ・国際セーリングチーム「J.K.モルナル」キャンプ招致（H30・R1）

<今後の取り組み>

- ・諸外国とスポーツを通じた交流を行うことにより、地元選手の競技力の向上をはかるとともに、市民が外国人と交流を行うことにより、文化の相互理解を促進します。

基本方針4 スポーツを支える環境の充実

(1) スポーツ推進委員の資質向上

【現状・課題】

スポーツ基本法において、スポーツ推進委員は「当該市町村におけるスポーツの推進のため、(略)スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行う」ことと定められています。

本市では、各地区に3名ずつ、計21人を非常勤職員として委嘱しており、委員は、所属地区においてスポーツ行事の企画等、地区のスポーツ振興へ向けて重要な役割を担っています。また、市スポーツ推進委員協議会(市内委員で組織)では、委員の資質向上を図るため定期的に研修会を実施し、各種スポーツのルールや救命処置等について学んでいます。

【今後の取り組み】

- ・市スポーツ推進委員協議会で定期的に研修会を開催するとともに、国・県の協議会が開催する研修会への積極的な参加を促します。
- ・市民それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進していくため、地域と連携しながら、ニュースポーツや障がい者スポーツ等、市民ニーズに対応した取り組みを推進していきます。

(2) 競技力向上

【現状と課題】

本市内においては、中学校・高校の部活動・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ・市スポーツ協会・その他のクラブチームが中心となって競技の普及・向上に取り組んでいます。しかしながら、少子化の影響により多くの団体において選手が減少し、競技によっては適切な人数が確保できていない状況が生じています。

なお、令和15(2033)年には、鳥取県内で国民スポーツ大会(国民体育大会を改称予定)の開催が予定されており、市内ではセーリング競技の開催が見込まれています。

また、市スポーツ協会では、選手の意欲向上を図るため、毎年、優れた成績を挙げた選手・団体の表彰を行っています。

【今後の取り組み】

- ・地域の実態やニーズを踏まえた上で、中学校・高校・スポーツ少年団・市スポーツ協会・総合型地域スポーツクラブなどの各種団体と連携しながら、競技力の向上へ向けて取り組んでいきます。とりわけセーリング競技については、県や県セーリング連盟と連携しながら、国民スポーツ大会を見据えて競技力の向上を目指します。

- ・指導者の資質向上を図るため、指導者に対し、指導に必要な資格の取得や各種研修会への参加を勧めます。
- ・引き続き、市スポーツ協会による優れた選手の表彰を行います。

(3) スポーツ施設等の充実

<現状と課題>

本市のスポーツ施設は、市民体育館や竜ヶ山球場・市民温水プールなど、昭和50～60年代に建てられたものが多く、老朽化による不具合が各所で見受けられます。

本市としては、各施設を今後も継続して使用していくため、各施設を年次的に改修してきたほか、利用者や管理団体からの要望に応じ、適宜、小規模な修繕や競技用備品の整備を行ってまいりました。

さて、本市では、施設の老朽化に加え、今後、人口減少等により公共施設等を維持、更新していくことが困難な状況となることが予想されます。

このような状況を鑑み、本市における公共施設等の機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な規模やあり方を検討していくための基本的な考え方となる「境港市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定しました。令和2年度には、その下位計画として、各施設の適正管理に関する具体的方針を定めた「個別施設計画」を定めたところです。

また、体育施設は、施設の利用形態に応じ、民間団体による指定管理または市の直営により管理・運営を行っております。

<今後の取り組み>

- ・各スポーツ施設の「個別施設計画」に基づいて計画的な整備を行うこととし、整備に際しては、バリアフリー化などに配慮し、誰もが安全に利用できる施設を目指します。
- ・体育施設の運営・管理に関しては、引き続き、各施設の利用形態に応じ、適切な方法で管理・運営を行っていきます。また、利用者のニーズを適宜把握した上で、利用者がより使いやすくなるよう、利用時間・休館日の見直しや備品の整備を行っていきます。

<資料編>

目次

1. 関係法令
2. 境港市スポーツ推進審議会委員名簿
3. 計画の策定経過
4. 境港市スポーツ協会加盟団体一覧
5. 各地区のスポーツ活動状況
6. スポーツ少年団の概要
7. 地域総合型スポーツクラブの概要
8. 市内体育施設一覧
9. 市内体育施設の利用状況

1. 関係法令

境港市スポーツ推進審議会条例

昭和 49 年 3 月 20 日条例第 11 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、境港市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、10 人以内の委員で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、かつ、これを主宰する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査委員)

第 6 条 特別の事項を調査するために必要があるときは、調査委員を置くことができる。

2 調査委員は、特別の事項に関する調査を終了したときは、解任するものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 28 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第 1 条の改正規定による改正前の境港市スポーツ振興審議会条例の規定により委嘱されている境港市スポーツ振興審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間、改正後の境港市スポーツ推進審議会条例の規定により委嘱されている境港市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

2. 境港市スポーツ推進審議会委員名簿（令和3年3月1日現在）

区分	役職	氏名	所属
学 識 経 験 者		長谷川 伸	境港市スポーツ少年団副本部長
		拝藤 みゆき	NPO法人ウルトラスポーツクラブ
		竹内 健治	境港市ことぶきクラブ連合会
	会長	善波 周	境港市スポーツ協会副会長 (鳥取県セーリング連盟)
		高木 敏行	境港市スポーツ協会会長
	副会長	増岡 茂	境港市スポーツ推進委員協議会会長
		福留 史朗	有識者
関 係 行 政 機 関		田辺 洋範	鳥取県高等学校体育連盟
		坂井 敏明	境港市中学校体育連盟会長
		築谷 直人	境港市小学校体育連盟会長

任 期 : 令和元年5月1日～令和3年4月30日

3. 計画の策定経過

時 期	内 容
令和2年 6月29日（月）	令和2年度第1回境港市スポーツ推進審議会 ・令和元年度及び令和2年度保健体育費の主要事業について ・令和元年度体育施設の利用状況について ・境港市スポーツ推進計画（案）の策定について
令和3年 1月25日（月）	令和2年度第2回境港市スポーツ推進審議会 ・境港市スポーツ推進計画（素案原稿）について
2月18日（木） ～3月19日（金）	境港市スポーツ推進計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント） 意見提出者：2名

4. 境港市スポーツ協会加盟団体一覧

No.	団体名
1	境港市陸上競技協会
2	境港市軟式野球協会
3	境港市スキー協会
4	境港市ソフトテニス協会
5	境港市バレーボール協会
6	境港市柔道連盟
7	境港市剣道連盟
8	境港市弓道協会
9	境港市相撲協会
10	境港市水泳協会
11	境港市卓球協会
12	境港市バスケットボール協会
13	境港市バドミントン協会
14	境港市ハンドボール協会
15	境港市サッカー協会
16	境港市テニス協会
17	境港市ボート協会
18	境港市空手道連盟
19	境港市グランドゴルフ協会
20	境港市少林寺連盟
21	境港市ヨット協会
22	境港市中学校体育連盟
23	境港市小学校体育連盟

5. 各地区のスポーツ活動状況

地区	主な活動内容
渡地区	市民運動会、グラウンドゴルフ、ストレッチ体操教室、太極拳教室、アイチ（腹式呼吸）、ヨガ、ニュースポーツ（カローリング）
外江地区	市民運動会、グラウンドゴルフ、バドミントン、卓球、ニュースポーツ（ペタンクなど）、ニュースポーツ講習会
境地区	市民運動会、グラウンドゴルフ、ソフトバレー、ソフトボール、ニュースポーツ（ふらばーるバレーボール）、ニュースポーツ講習会
上道地区	市民運動会、ソフトバレー、卓球
余子地区	市民運動会、ソフトバレー、ソフトボール、卓球、ニュースポーツ（シャッフルボード）
中浜地区	市民運動会、グラウンドゴルフ、バドミントン、卓球、ニュースポーツ（ペタンクなど）
誠道地区	市民運動会、グラウンドゴルフ、ソフトバレー、ニュースポーツ（ペタンクなど）

6. スポーツ少年団の概要

団体名称	団員数	競技種目
渡スポーツ少年団	36	サッカー、バレーボール、軟式野球、柔道、空手道
外江スポーツ少年団	25	サッカー、軟式野球
余子スポーツ少年団	40	サッカー、ミニバスケットボール、軟式野球、バドミントン

7. 地域総合型スポーツクラブの概要

団体名称	会員数	主な活動内容
ウルTRASポーツクラブ	120	スポーツ教室、大会・イベント企画運営、クラブ活動
境スポーツクラブ	105	スポーツ教室

8. 市内体育施設一覧（境港市が所有しているもの）

区分	施設名称	所在地（境港市）	管理形態
体育館	境港市民体育館	中野町1900	指定管理
	境港第2市民体育館	中野町2035	指定管理
	渡体育館	渡町1417-3	直営
	幸神体育館	小篠津町19	直営
弓道場	弓道場	中野町1900	直営
野球場	竜ヶ山球場	渡町96	指定管理
テニス場	市民テニス場中央コート	中野町2035	指定管理
陸上競技場	竜ヶ山陸上競技場	三軒屋町4043-2	指定管理
多目的広場	市民スポーツ広場	夕日ヶ丘1丁目4133-9	指定管理
プール	市民温水プール	中野町2035	指定管理
艇庫	市民艇庫	夕日ヶ丘1丁目3871-5	直営

9. 市内体育施設の利用状況（H27年度～R1年度）

年度	市民体育館			第2市民体育館			幸神体育館		
	回数	人数	使用料	回数	人数	使用料	回数	人数	使用料
H27	45	740	94,800	1,649	36,395	2,355,940	896	14,217	445,600
H28	43	759	91,600	1,595	35,948	2,237,270	874	13,076	462,980
H29	3,349	62,691	2,721,940	1,061	26,158	1,507,370	861	13,329	457,400
H30	3,397	68,797	3,002,230	752	19,318	1,117,260	893	13,608	457,160
R1	3,096	66,578	2,882,350	1,033	26,406	1,477,400	963	15,185	446,360
計	9,930	199,565	8,792,920	6,090	144,225	8,695,240	4,487	69,415	2,269,500

年度	渡体育館			温水プール		竜ヶ山球場		
	回数	人数	使用料	人数	使用料	回数	人数	使用料
H27	820	14,988	373,950	49,833	7,210,890	235	10,170	1,170,890
H28	725	11,551	334,620	40,737	6,701,826	267	9,351	1,101,800
H29	374	6,039	167,700	56,333	8,008,120	197	7,387	899,140
H30	831	13,610	377,310	63,910	9,784,830	226	6,874	1,013,420
R1	836	12,969	401,580	60,932	9,582,140	203	6,911	1,047,230
計	3,586	59,157	1,655,160	271,745	41,287,806	1,128	40,693	5,232,480

年度	竜ヶ山陸上競技場		スポーツ広場			中央テニスコート		
	人数	使用料	回数	人数	使用料	回数	人数	使用料
H27	3,430	40,200	323	15,219	784,160	2,851	20,890	2,784,400
H28	4,920	40,200	190	9,477	463,840	2,737	19,882	2,735,200
H29	2,815	25,930	245	12,657	596,960	2,506	18,531	2,294,520
H30	3,045	25,200	210	9,986	659,360	2,397	20,512	2,413,200
R1	3,200	29,100	245	10,760	650,800	2,276	17,754	2,144,800
計	17,410	160,630	1,213	58,099	3,155,120	12,767	97,569	12,372,120

（備考）

- ・H27.2.1～H29.3.31の間、市民体育館は改修工事で休館していたため、期間中の利用者数には、室外で実施していたターゲットバードゴルフの利用者数を記載している。
- ・H30.12.1～H31.3.31の間、第2市民体育館は改修工事のため休館。

境港市スポーツ推進計画

令和3年3月発行

境港市教育委員会事務局生涯学習課

〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000

TEL : (0859)47-1092

FAX : (0859)47-1109

E-mail : syougaigakusyuu@city.sakaiminato.lg.jp